

教育カードローン 規定 新旧対比表

(下線部:改定箇所)

改 定 前	改 定 後
<p>第 1 条 (貸越期間中の取引の方法等) (略)</p> <p>3. ローンカードによらず貸越を受ける場合は、署名、届出印を押印した<u>銀行所定の借入請求書</u>を提出するものとします。</p>	<p>第 1 条 (貸越期間中の取引の方法等) (略)</p> <p>3. ローンカードによらず貸越を受ける場合は、署名、届出印を押印した<u>銀行の定める借入請求書</u>を提出するものとします。</p>
<p>第 4 条 (貸越期間中の任意返済) (略)</p> <p>3. <u>当行本支店窓口においてローンカードと当行所定の入金票の提出により返済することができます。</u> (略)</p>	<p>第 4 条 (貸越期間中の任意返済) (略)</p> <p>3. <u>銀行本支店窓口においてローンカードと銀行の定める入金票の提出により返済することができます。</u> (略)</p>
<p>第 10 条 (諸費用の返済口座からの自動支払) 本契約に関し借主が負担すべき収入印紙代、用紙代、その他一切の費用については、本規定第 6 条第 2 項に準じ、<u>銀行所定の日に銀行の指定する方法により支払うものとします。</u> ただし、教育カードローン・カード規定第 2 条に定める利用手数料・振込手数料については、<u>当行所定の日</u>、方法により、当座貸越残高に組入れるものとします。</p>	<p>第 10 条 (諸費用の返済口座からの自動支払) 本契約に関し借主が負担すべき収入印紙代、用紙代、その他一切の費用については、本規定第 6 条第 2 項に準じ、<u>銀行が別途指定する日、方法により支払うものとします。</u> ただし、教育カードローン・カード規定第 2 条に定める利用手数料・振込手数料については、<u>銀行が別途指定する日</u>、方法により、当座貸越残高に組入れるものとします。</p>
<p>第 11 条 (期限前の全額返済義務)</p> <p>1. 借主に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくても債務全額について当然期限の利益を失い、直ちにこの債務全額を返済するものとします。</p> <p>① 支払の停止または破産<u>手続開始</u>、民事再生手続開始の申立があったとき。 (略)</p> <p>④ 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となり、<u>銀行が督促できないとき。</u> (略)</p>	<p>第 11 条 (期限前の全額返済義務)</p> <p>1. 借主に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくても債務全額について当然期限の利益を失い、直ちにこの債務全額を返済するものとします。</p> <p>① 支払の停止または破産<u>(削除)</u>、民事再生手続開始の申立があったとき。 (略)</p> <p>④ 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となり、<u>銀行が督促できないことが判明したとき。</u> (略)</p>

改 定 前	改 定 後
<p>第 <u>17</u> 条 (費用の負担)</p> <p>第 <u>18</u> 条 (届出事項)</p> <p>第 19 条 (団体信用生命保険)</p> <p>借主は、この契約による債務について、銀行が所定の方法により借主を被保険者とし、銀行を保険契約者ならびに保険金の受取人とする団体信用生命保険契約を締結することに同意のうえ、次の事項を確約します。</p> <p>(略)</p> <p>2. 保険金額は、借主が銀行に対して負担する債務額を基準とし、その算定は銀行所定の計算方法によることに異議を述べないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>8. この団体信用生命保険契約は、銀行の都合によりいつ解約されても異議を述べないものとします。</p> <p>第 <u>21</u> 条 (成年後見人等の届出)</p> <p>1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 <u>24</u> 条 (合意管轄)</p>	<p>第 <u>18</u> 条 (費用の負担)</p> <p>第 <u>17</u> 条 (届出事項)</p> <p>第 19 条 (団体信用生命保険)</p> <p>借主は、この契約による債務について、銀行が<u>(削除)</u>借主を被保険者とし、銀行を保険契約者ならびに保険金の受取人とする団体信用生命保険契約を締結することに同意のうえ、次の事項を確約します。</p> <p>(略)</p> <p>2. 保険金額は、借主が銀行に対して負担する債務額を基準とし、その算定は銀行が別途計算の上指定する金額によることに異議を述べないものとします。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第 <u>24</u> 条 (成年後見人等の届出)</p> <p>1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。<u>また、借主または保証人の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に銀行に届け出るものとします。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 <u>21</u> 条 (公正証書作成義務)</p> <p>借主は銀行から請求がある場合には、直ちにこの約定による債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続きをします。<u>このために要した費用は借主が負担します。</u></p> <p>第 <u>25</u> 条 (合意管轄)</p>

改 定 前	改 定 後
<u>(新設)</u>	<u>第 26 条 (規定の変更)</u> 1. <u>銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め(利率、返済額、返済日に関する事項は除く)を変更する必要があるときには、民法第 548 条の 4 の規定にもとづいて、変更できるものとします。</u> 2. <u>銀行は、第 1 項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。</u>